

給付終了年月が2025年4月以降の奨学生用の様式です。

[給付様式17-3]

給付奨学生(年度途中)満期者の認定報告

給付(新制度)

送付必要

※給付終了年月が2025年3月以前の「認定報告」は様式が異なります。
別途作成してください。

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

以下のとおり認定しましたので報告します。

学 校 名

担当部長※

※証明者は部長相当職以上の方としてください。

1. 対象者情報

太枠内を全て記入してください。

奨学生番号									

奨学生氏名

2. 給付終了年月

例) 2025年6月

年	月

3. 卒業予定年月

例) 2025年9月

年	月

4. 満期時(支給期間満了時)における認定

以下、前回判定に基づき、満期時(支給期間満了時)における認定を行ってください。

A. 前回の連絡認定時の成績判定

--

総合認定は 「 」 です。

B. 今回該当している事由(スタート)

Q1) 以下に該当しますか?

前回の連絡認定以降、全ての期間を休学している
上記に該当なし

該当する

判定不可

な し 該 当

Q2-1) 以下に該当しますか?

【特例1】 傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる
上記に該当なし

該当する

な し 該 当

Q3-1) 以下の廃止事由に該当しますか?

廃止事由①	修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した	廃止基準
廃止事由②	修得単位数の合計(累積)が標準修得単位数の6割以下	
廃止事由③	出席率が6割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した	
上記廃止事由①～③に該当なし		

該当する

な し 該 当

Q4-1) 以下の警告事由に該当しますか?

警告事由①	修得単位数の合計数(累積)が標準単位数の7割以下	警告基準
警告事由②	GPA(平均成績)等が下位4分の1以下	
警告事由③	出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した	
上記警告事由①～③に該当なし		

該当する

な し 該 当

給付終了

Q3-2) 以下に該当しますか?

修得単位数の合計(累積)が標準修得単位数の1割以下である場合
出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合
上記の廃止(返還必要)事由に該当なし

該当する

廃止(返還必要)

該当なし

廃止(返還不要)

Q4-2) 以下に該当しますか?

以下の特例事由に該当なし
【特例2】 教育課程の特性
【特例3】 社会的養護を必要とする者

該当なし

該当する

給付終了

Q4-3) 以下に該当しますか?

「警告①」又は「警告③」に✓が入り、前回の総合認定は「警告」だった
「警告①～③」のいずれかに✓が入り、前回の総合認定は「停止」だった
上記に該当なし

該当する

廃止(返還不要)

な し 該 当

Q4-4) 以下に該当しますか?

「警告②」のみに✓が入り、前回の総合認定は「警告」だった
「警告①～③」のいずれかに✓が入り、前回の総合認定は「継続」、又は今回が初回の判定だった場合

該当する

停止(終了)

該当する

警告(終了)

5. 学校から機構への連絡事項記入欄

--

電話番号	学校番号	区分

提出先	スカラAC入力	郵送の要否
異動・補導係	処理不要	送付必要

【対応手順】	以下「1」～「3」に沿って対応してください。
--------	------------------------

1. 提出対象者を確認

◆スカラAC「各種データのダウンロード」画面で以下のデータ2つを毎月ダウンロードして確認してください。

※データの詳細は各データフォーマットをご確認ください。【掲載場所】奨学金事務担当者ページ> JSAS> データフォーマット集

※インターネット（1年に1度の適格認定）による報告対象者は、本様式の提出は不要です。2年制以下の課程や高等専門学校において、インターネットによる適格認定は半期に1度実施します。

●「【給付】満期者未認定データ」に表示される者全員（原則、月次更新）

【詳細】学校入力限度日経過後、再びスカラACから異動の入力が可能となる日に更新されます。

●「【給付】奨学生一覧データ」（原則、振込日更新）のうち、年度途中で停止中のまま給付終期を迎えた者

※「停止」は【項番50】「奨学異動事由」欄に表示されるコードが、「Q0」～「Q7」、「QA」のいずれかになっている者を指します。

※給付終期は【項番28】「給付終期年月」欄で確認でき、以下の月になっている者が提出対象となります。

○「2年制以下の課程及び高等専門学校」に在籍している者 ⇒ 3月・9月以外の月

○「2年制以下の課程及び高等専門学校」に在籍していない者 ⇒ 3月以外の月

2. 対象者の成績判定 / 様式の作成

◆以下を確認のうえ成績判定をし、様式を作成して報告してください。

- ① 奨学生番号、奨学生氏名を記入
- ② 給付終了時における「卒業予定期」を記入
- ③ 該当する認定を選択（注1）
- ④ 学校名等の学校欄を記入し、郵送（スカラACからの入力不要です）

3. 提出期限

◆原則として給付終了月の翌月の10日です。速やかにご提出をお願いします。

【郵送先】奨学指導課 異動・補導係

その他注意事項

- 学業成績の基準の詳細等については「給付奨学金（新制度） 奨学事務の手引」第7-2章をご確認ください。
- 給付奨学金（新制度）と併せて第一種奨学金の貸与を受けている者について、給付終期が貸与終期よりも先に到来した場合、給付終期の翌月から第一種奨学金の併給調整が解除されます。既に返還確認票が届いている場合は、借入金額の変更にともない、再発行されることになりますので新たな返還確認票を奨学生に配付し、併給調整解除処理前のものは破棄してください。